

阪大小児科同窓会会則

- 第1条 本会は阪大小児科同窓会と称し、事務局を大阪大学大学院医学系研究科小児科学(以下、阪大小児科)教室におく。
- 第2条 本会は阪大小児科学教室の発展と会員相互の親睦及び学術の向上を図ることを目的とする。
- 第3条 本会の会員は阪大小児科学教室またはその関連病院に在籍し、本会の目的に賛同し入会を希望するもののうち、幹事2名の推薦を受けたものとする。
- 第4条 本会の退会を希望するものは幹事会にて文章で退会希望を提出することとする。
- 第5条 本会に会長1名を置き、本学小児科教室の主任教授がその任に就く。会長は会務を統括する。
- 第6条 本会に幹事若干名をおく。幹事は会長が幹事会にて推挙し総会にて報告する。幹事は幹事会を組織し会務を掌握することとする。
- 第7条 本会に会計1名をおく。会計は会長が幹事の中から推挙し幹事会で承認されたものとする。
- 第8条 幹事長は会長が推薦し、幹事会の賛同を得て総会において報告する。
- 第9条 本会は毎年1回定期総会を開催し、本会の趣旨に則る事業その他につき審議する。
- 第10条 幹事会は会長及び幹事長の協議により随時開き得る事とする。幹事会の成立には全幹事の過半数以上の出席(委任状含む)があることとする。
- 第11条 本会の議事は全て出席者の過半数を占める意見をもって決定する。
- 第12条 本会の運営は年会費及び寄附金をもって充てる。年会費は7,000円とし卒後10年間は5,000円とする。ただし、70歳以上の会員は会費の納入を要しない。
- 第13条 本会の会計年度は4月1日から3月31日とする。
- 第14条 本会は随時会誌と名簿を発行する。会誌は1年に1回、名簿は2年に1回の発行を原則とする。
- 第15条 本会則を変更するには幹事会の議を経て総会の承認を得るものとする。

附則

この規約は平成21年1月11日より施行する。

(令和5年1月8日一部改訂)